

北東アジア学会会則

名称

第1条 本会は北東アジア学会(The Association for Northeast Asian Studies)と称する。

目的

第2条 本会は日本海および日本海周辺諸国・地域に関連する社会科学、人文科学、自然科学における諸問題を研究し、もってそれらの諸国・地域の交流・協力と平和的発展に寄与することを目的とする。

事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究大会および部会の開催
- (2) 機関誌等の出版物の発行
- (3) 国内外の諸学会との連絡、交流・協力
- (4) 国内外の情報交換および共同研究・教育体制の整備
- (5) その他本会の目的にとって必要と認められる事業

会員

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する研究者とする。

なお、本会の目的に賛同する法人・団体を理事会の承認に基づき、賛助会員或いは特別賛助会員とすることができる。

入会、退会

第5条 本会に入会しようとする者は、会員2名の推薦により本会に入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第6条 本会を退会しようとする者は、書面をもって退会を本会に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認の上、退会とみなす。

会費

第7条 会員は会費年額10,000円を納入するものとする。なお、大学院に在籍する者については5,000円とする。賛助会員の会費は年額一口20,000円、特別賛助会員の会費は一口100,000円とする。

組織と役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 理事 40 名程度(そのうち若干名を常任理事とする)
 - (4) 事務局長 1 名
 - (5) 会計監事 2 名
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 4. 理事は、理事会に拠り会務を処理する。常任理事は理事会が必要と認める業務を行う。
 5. 事務局長は、会務に伴う事務を行う。
 6. 会計監事は、本会の会計を監査する。
 7. 理事会が必要と認めるときは、名誉会員をおくことができる。

第 9 条 役員任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 10 条 理事および会計監事は別に定めるところにより選出し、会長、副会長、事務局長、常任理事は理事の中から互選する。

第 11 条 本会は、国際的活動の推進のために国際諮問委員会を置く。

第 12 条 理事会が必要と認めるとき、各種委員会、地域部会を設けることができる。

会員総会

第 13 条 本会は毎年 1 回会員総会を開催する。

2. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の 2 分の 1 以上の請求があるときに、開催する。

第 14 条 会員総会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業報告
- (2) 会計報告
- (3) 事業計画
- (4) 予算
- (5) 役員選出
- (6) 会則の変更
- (7) その他会員総会で決定を必要とする事項

第 15 条 会員総会の議決は、出席会員の過半数による。

理事会

第 16 条 理事会は、会長が必要と認めるとき及び役員 5 名以上の求めにより開催し、会務を遂行する。

会計期間

第 17 条 本会の会計年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

名称変更に伴う移行措置

第 18 条 当面、新名称と旧名称を併記して使うことを妨げない。

附則

1. 本会の事務局は、事務局長の所属機関に置く。
2. この会則は、1994年11月27日から施行する。
3. この会則の変更は、会員総会の議を経なければならない。
4. この会則は、2007年12月9日から施行する。